

令和 9 年度

鳥 取 県 立 特 別 支 援 学 校 募 集 要 項
(幼稚園・高等部・専攻科)

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜実施要項

鳥取県教育委員会

用語について

本要項においては、次の表のとおり用語を用いることとする。

用語	解説
鳥取盲学校	鳥取県立鳥取盲学校
鳥取聾学校	鳥取県立鳥取聾学校
ひまわり分校	鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校
鳥取養護学校	鳥取県立鳥取養護学校
白兔養護学校	鳥取県立白兔養護学校
倉吉養護学校	鳥取県立倉吉養護学校
皆生養護学校	鳥取県立皆生養護学校
米子養護学校	鳥取県立米子養護学校
琴の浦高等特別支援学校	鳥取県立琴の浦高等特別支援学校
特別支援学校	鳥取県立特別支援学校
志願者	鳥取県立特別支援学校に入学を志願する者
県外志願者	鳥取県以外に居住している志願者
志願先特別支援学校	志願する鳥取県立特別支援学校
中学校等	中学校、特別支援学校中学部、義務教育学校、県立夜間中学校
特別支援教育課	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課

【表記について】

鳥取県においては、法令及び条例・医学用語・固有の名称等の表記を除き、「障害」を「障がい」と表記しています。

目 次

令和 9 年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜、 鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜の日程	3
令和 9 年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針	5
令和 9 年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）募集要項	7
鳥取県立特別支援学校幼稚部幼児募集要項	7
1 募集する学校及び学級	7
2 出願資格	7
3 入学候補者の決定方法	7
4 一般入学者募集	7
5 入学志願書等の交付	8
6 その他	8
鳥取県立特別支援学校高等部及び専攻科生徒募集要項	10
1 募集する学校及び学科等	10
2 出願資格	10
3 入学候補者の決定方法及び入学者の選抜方法	11
4 一般入学者募集及び入学者選抜	11
5 再募集	13
6 説明会及び入学志願書等の交付	13
7 鳥取盲学校の入学者募集及び選抜における配慮事項	14
8 個人情報の開示	15
9 その他	16
令和 9 年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針	17
令和 9 年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜実施要項	19
1 募集する学科等	19
2 出願資格	19
3 志願者対象相談会	19
4 調査書	19
5 入学者選抜	19
（1）一般入学者選抜	19
（2）再募集入学者選抜	23
6 配慮事項	25
7 自己申告書	26
8 個人情報の開示	26
9 その他	27
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校県外志願者の取扱要領	29
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学志願者の選抜のための作文実施要領	30
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学志願者の選抜のための面接実施要領	31
鳥取県立特別支援学校高等部（知的障がい）出願資格確認に係る提出書類の取扱要領	32

各種様式

本人・中学校等用

(様式第1号) 入学志願書	34
(様式第2号) 診断書(視覚障がい用)	35
(様式第3号) 診断書(聴覚障がい用)	36
(様式第4号) 診断書(知的障がい用)	37
(様式第5号) 診断書(肢体不自由用)	38
(様式第6号) 診断書(病弱用)	39
(様式第7号) 申告書(知的障がい用)	40
(様式第8号) 自己申告書(特別支援学校用)	42
自己申告書についての注意事項	43
(様式第9号) 配慮申請書Ⅰ(鳥取盲学校用)	44
(様式第10号) 配慮申請書Ⅱ(鳥取盲学校用)	45
(様式第11号) 検査にあたっての配慮事項決定通知書(鳥取盲学校用)	46
(様式第12号) 県外志願者出願届(琴の浦高等特別支援学校用)	47
(様式第13号) 配慮申請書Ⅰ(琴の浦高等特別支援学校用)	48
(様式第14号) 配慮申請書Ⅱ(琴の浦高等特別支援学校用)	49
(様式第15号) 検査にあたっての配慮事項決定通知書(琴の浦高等特別支援学校用)	50
(様式第16号) 自己申告書(琴の浦高等特別支援学校用)	51
自己申告書についての注意事項	52
琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の自己申告書について	53
(様式第17号) 受検欠席届(琴の浦高等特別支援学校用)	54
(様式第18号) 一般入学者選抜(追検査) 受検願書(琴の浦高等特別支援学校用)	55
(様式第19号) 入学確約書(琴の浦高等特別支援学校用)	56
(様式第20号) 入学確約者名簿(琴の浦高等特別支援学校用)	57

鳥取県立特別支援学校用

(様式第21号) 適性検査、作文、面接実施計画書(琴の浦高等特別支援学校用)	58
(様式第22号) 再募集実施計画書(琴の浦高等特別支援学校用)	59
(様式第23号) 入学志願者数等報告書(琴の浦高等特別支援学校用)	60
(様式第24号) 入学志願者数等報告書(一般受検)【幼稚部】	61
(様式第25号) 入学志願者数等報告書(一般受検)【高等部・専攻科】	62
(様式第26号) 入学志願者数等報告書(再募集等)【高等部・専攻科】【幼稚部】	63
(様式第27号) 鳥取県立特別支援学校入学者募集及び選抜における諸検査の実施報告	65

学校教育法、学校教育法施行令	66
----------------	----

学校教育法施行規則	67
-----------	----

問合せ先一覧表	68
---------	----

令和9年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜、鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜の日程

月	日	曜日	学校	日程		提出者→提出先		様式 番号	ページ
9月	24日	木		※琴の浦高等特別支援学校を志願する者のうち希望者のみ 配慮申請書の提出 (9月24日午後4時まで)	配慮申請書Ⅰ（障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒）、個別的教育支援計画（写し）又は個別の指導計画（写し）	志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長		13	48
					配慮申請書Ⅱ（日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等）	志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長		14	49
10月	30日	金		配慮の可否及び決定 (10月30日まで)	配慮事項決定通知書	志願者本人 ← 中学校等校長 ← 琴の浦高等特別支援学校校長		15	50
11月	2日	月		↑ 一般入学者選拔出願期間 ↓	適性検査、作文、面接実施計画書の提出		琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	21	58
	4日	水			入学志願書類一式 (6日正午まで)	志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長		1(4,7) (12,16)	34,37,40, 47,51
	6日	金			志願者数、出身地区別志願者数の報告 (6日午後1時まで)		琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	23	60
	25日	水			面接等必要事項の通知	中学校等校長 ← 琴の浦高等特別支援学校校長		任意様式	
12月	1日	火	琴の浦高等特別支援学校	一般入学者選抜検査	受検者数の報告 (1日正午まで)		琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	23	60
					欠席者の報告 (把握でき次第速やかに)	志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長		17	54
					追検査受検希望の申し出 (1日正午まで)	中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長			
	2日	水			追検査受検願書の提出 (2日午後4時まで)	志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長		18	55
					追検査受検志願者数の報告 (2日午後5時まで)		琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	23	60
	一般入学者選抜追検査	追検査受検者数の報告 (8日正午まで)			琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	23	60		
		欠席者の報告 (把握でき次第速やかに)		志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長		17	54		
	17日	木		合格者の発表（正午）	合格者数の報告 (17日午後1時まで)		琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	23	60
1月	5日	火	琴の浦高等特別支援学校	一般入学入学確約書の提出	入学確約書の提出 (5日正午まで)	志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長		19	56
					入学確約者名簿の提出 (5日午後1時まで)	中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長		20	57
	6日	水		繰上合格の決定 (6日正午まで)	志願者本人 ← 中学校等校長 ← 琴の浦高等特別支援学校校長				
				入学確定者数の報告 (6日午後1時まで)		琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	23	60	
				再募集実施計画書の提出 (6日午後1時まで)		琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	22	59	
	再募集入学者選抜実施の発表	中学校等校長 ← 特別支援教育課長							
	7日	木		↑ 再募集入学者選拔出願期間 ↓	入学志願書類一式 (8日正午まで)	志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長		1(4,7) (12,16)	34,37,40, 47,51
					志願者数、出身地区別志願者数の報告 (8日午後1時まで)		琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	23	60
	15日	金		再募集入学者選抜検査					
	21日	木		再募集合格者の発表（正午）	受検者数、合格者数の報告 (21日午後1時まで)		琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	23	60
	再募集入学確約書の提出	琴の浦高等特別支援学校の定める日まで		志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長		19	56		
		入学確定者数の報告 (琴の浦高等特別支援学校の定める日の午後1時まで)			琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	23	60		
2月	15日	月	特別支援学校	↑ 出願期間（17日正午まで） ↓	入学志願書類一式 (17日正午まで)	志願者本人 → 中学校等校長 → 特別支援学校校長		1(2,3,4, 5,6,7,8)	34,35,36, 37,38,39, 40,42
	17日	水			志願者数の報告 (出願期間終了後3日以内)		特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	24,25	61,62
※鳥取盲学校 配慮申請書の提出 (2月17日正午まで)	配慮申請書Ⅰ（障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒）、個別的教育支援計画（写し）又は個別の指導計画（写し）	志願者本人 → 中学校等校長 → 鳥取盲学校校長				9	44		
	配慮申請書Ⅱ（日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等）	志願者本人 → 中学校等校長 → 鳥取盲学校校長				10	45		
26日	金	※鳥取盲学校 配慮の可否及び決定 (2月26日まで)			配慮事項決定通知書	志願者本人 ← 中学校等校長 ← 鳥取盲学校校長		11	46

(裏面へ続く)

3月	4日	木		諸検査、学力検査、適性検査及び面接	受検者数の報告 幼稚園・高等部・専攻科：午後1時まで （皆生養護学校幼稚園は午後4時まで）	特別支援学校 長 → 特別支援 教育課長	24,25	61,62
					諸検査の実施報告	特別支援学校 長 → 特別支援 教育課長	27	65
	15日	月	特別 支援 学校	入学候補者及び合格者の発表 再募集入学選抜実施の発表	入学候補者・合格者数は、発表後直ちに報告	特別支援学校 長 → 特別支援 教育課長	24,25	61,62
	18日	木		鳥取盲学校高等部保健医療科及び 専攻科理療科再募集出願期間 （19日正午まで）	入学志願書類一式 （19日正午まで）	志願者 → 中学校等 → 鳥取盲 本人 → 校長 → 学校長	1,2(8) 9,(10)	34,35,42 44,45
	19日	金			志願者数の報告 （出願期間終了後速やかに報告）	鳥取盲 学校長 → 特別支援 教育課長	26	63
	25日	木		再募集学力検査、適性検査及び面接	受検者数の報告 （午後1時まで）	鳥取盲 学校長 → 特別支援 教育課長	26	63
	26日	金		再募集合格者の発表	合格者数は、発表後直ちに報告	鳥取盲 学校長 → 特別支援 教育課長	26	63
4月	入学式 実施日		琴の 浦		入学許可者数の報告	琴の浦高等特 別支援学校長 → 特別支援 教育課長	23	60

令和9年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針

1 基本方針

鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。

鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

2 出願資格

障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

（1）幼稚部

3歳児、4歳児又は5歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあっては、4歳児又は5歳児とする。

（2）高等部

次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 令和9年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

（3）専攻科

次のいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者又は中等教育学校の後期課程を修了した者

イ 令和9年3月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当する者

3 鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）の入学者募集

特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

（1）出願期間

令和9年2月15日（月）から同月17日（水）まで

受付時間は、令和9年2月15日（月）及び同月16日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、同月17日（水）は午前9時から正午までとする。

（2）検査実施期日

令和9年3月4日（木）

なお、検査当日、インフルエンザ感染等やむを得ない理由で欠席した場合は、該当の特別支援学校長が別に日程を定めて諸検査等を実施する。

（3）検査内容

学 部 及 び 学 科	検 査 内 容
鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚部	面接及び行動観察
高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）	諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接

（4）入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。

（5）入学候補者の発表

令和9年3月15日（月）

4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科の入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

令和9年2月15日（月）から同月17日（水）まで

受付時間は、令和9年2月15日（月）及び同月16日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、同月17日（水）は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

令和9年3月4日（木）

なお、検査当日、インフルエンザ感染等やむを得ない理由で欠席した場合は、鳥取県立鳥取盲学校長が別に日程を定めて諸検査等を実施する。

ウ 検査内容

学力検査・適性検査・面接

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

令和9年3月15日（月）

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

令和9年3月18日（木）及び同月19日（金）

受付時間は、令和9年3月18日（木）は午前9時から午後4時30分までとし、同月19日（金）は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

令和9年3月25日（木）

ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

令和9年3月26日（金）

5 配慮事項

(1) 検査にあたっての配慮

障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。また、日本語指導が必要な海外帰国生徒、外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校等と連携を図り、適切に対応する。

(2) 選抜にあたっての留意事項

選抜にあたっては、過年度中学校等卒業者、障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒及び中学校等における長期欠席等の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

6 その他

(1) 鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び入学者選抜の詳細については、県教育委員会が別に定める。なお、感染症の感染拡大や自然災害等により、方針を変更する場合もある。

(2) 鳥取県立特別支援学校長は、高等部に入学を希望する者を体験入学に必ず参加させること。

鳥取県立特別支援学校幼稚部幼児募集要項

1 募集する学校及び学級

学校	障がい種別 (主たる障がい)	学級		定員
鳥取聾学校	聴覚障がい	5歳児	単一障がい学級	－(※)
			重複障がい学級	－
		4歳児	単一障がい学級	－
			重複障がい学級	－
		3歳児	単一障がい学級	－
			重複障がい学級	－
ひまわり分校	聴覚障がい	5歳児	単一障がい学級	－
			重複障がい学級	－
		4歳児	単一障がい学級	－
			重複障がい学級	－
		3歳児	単一障がい学級	－
			重複障がい学級	－
皆生養護学校	肢体不自由	5歳児	単一障がい学級	－
			重複障がい学級	－
		4歳児	単一障がい学級	－
			重複障がい学級	－

※「－」は、定員がないことを示す。

2 出願資格

単一障がい学級にあっては、主たる障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表（P. 66）に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとする。

重複障がい学級にあっては、主たる障がいの程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和3年4月2日から令和4年4月1日までに出生した幼児
- (2) 令和4年4月2日から令和5年4月1日までに出生した幼児
- (3) 令和5年4月2日から令和6年4月1日までに出生した幼児（鳥取聾学校及びひまわり分校のみ）

3 入学候補者の決定方法

入学志願書等の審査及び面接等の結果により行う。

4 一般入学者募集

(1) 出願方法

ア 必要書類

共通	学校ごと
(ア) 入学志願書 (イ) 住民票抄本 ・ 県外に在住する者のみ提出 (ウ) 受検証送付用の封筒 ・ 郵送で出願する者のみ提出 ・ 縦23cm×横12cm、長形3号を使用 ・ 志願者の住所と氏名を記入 ・ 簡易書留速達と明記し、760円切手を貼付	<鳥取聾学校> ・ 医師の診断書又は身体障害者手帳の写し
	<ひまわり分校> ・ 医師の診断書又は身体障害者手帳の写し
	<皆生養護学校> ・ 医師の診断書又は身体障害者手帳の写し

イ 出願期間

令和9年2月15日（月）から同月17日（水）までの日とする。
郵送の場合は書留によることとし、令和8年2月17日（水）正午必着とする。

ウ 受付時間

令和9年2月15日（月）及び同月16日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、
同月17日（水）は午前9時から正午までとする。

エ 受付場所

志願先特別支援学校

オ その他

志願先特別支援学校の校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知する。

（2）面接の日程等

ア 期日

令和9年3月4日（木）

なお、インフルエンザ感染等やむを得ない理由で欠席した場合は、志願先特別支援学校の校長が別に日程を定めて面接等を実施する。

イ 時間

学校	時間
鳥取聾学校	午前10時から午前11時30分まで
ひまわり分校	午前10時から午前11時30分まで
皆生養護学校	午後1時30分から午後3時まで

ウ 場所

志願先特別支援学校

エ 内容

（ア）幼児との面接及び行動観察

（イ）保護者との面接

（3）入学候補者の発表

令和9年3月15日（月）正午に学校及び学校ホームページにおいて発表するとともに、志願者に通知する。

5 入学志願書等の交付

学校	入学志願書等の交付 (場所 志願先特別支援学校)
鳥取聾学校	令和9年1月14日（木）午前10時開催の説明会から交付開始
ひまわり分校	令和9年1月15日（金）午前10時開催の説明会から交付開始
皆生養護学校	令和9年1月12日（火）午前11時から交付開始

6 その他

（1）入学候補者発表後の手続き

ア 入学候補者は、特別支援学校長が配付する入学許可願（鳥取県立特別支援学校学則様式第3号の2）に必要事項を記入の上、提出しなければならない。

イ 特別支援学校長は、入学許可願の提出があった場合において教育上支障がないと認めたときは、入学許可書（鳥取県立特別支援学校学則様式第3号の3）をその者に交付するものとする。

（2）様式作成にあたっての留意事項

ア 各様式の作成は、特別支援教育課ホームページ（P. 68）からダウンロードして使用すること。

イ 各様式の作成は、パソコンで直接入力するか、又は様式を印刷して手書きで記入すること。

- ウ 配付した様式は、原則として配付時の規格（列・行の幅、行数等）のまま使用すること。
- エ 作成したデータの管理については細心の注意を払うこと。
- オ 各様式の記入方法（自筆・ゴム印等）については、特に制限しない。
- カ 一般入学者募集に関する書類の保存年限は５年とする。

（３）注意事項

- ア いったん受け付けた出願書類は返却しない。
- イ この要項に関する疑問点は、特別支援教育課又は特別支援学校に問い合わせること。
特別支援教育課（県庁第２庁舎５階） 電話：０８５７－２６－７５７５
特別支援学校（Ｐ．６８）
- ウ 志願者自宅等から特別支援学校、あるいは特別支援学校から志願者自宅等へのファクシミリ又は電子メールによる報告・照会等については、その取扱いに十分留意して行うこと。

令和9年度鳥取県立特別支援学校高等部及び専攻科生徒募集要項

1 募集する学校及び学科等

学校	障がい種別 (主たる障がい)	学科等			定員
鳥取盲学校	視覚障がい	普通科	単一障がい学級		－(※)
			重複障がい学級		－
		保健理療科			８人
		専攻科理療科			１０人
鳥取聾学校	聴覚障がい	普通科	単一障がい学級		－
			重複障がい学級		－
		産業工芸科			－
		生活デザイン科			－
鳥取養護学校	肢体不自由 病弱	普通科	肢・病	単一障がい学級	－
				重複障がい学級	－
白兔養護学校	知的障がい	普通科	単一障がい学級		－
			重複障がい学級		－
			訪問学級（重度・重複）		－
倉吉養護学校	知的障がい 肢体不自由	普通科	知	単一障がい学級	－
				重複障がい学級	－
			肢	単一障がい学級	－
				重複障がい学級	－
			訪問学級（重度・重複）		
皆生養護学校	肢体不自由 病弱	普通科	肢・病	単一障がい学級	－
				重複障がい学級	－
			訪問学級（重度・重複）		
米子養護学校	知的障がい	普通科	単一障がい学級		－
			重複障がい学級		－

※「－」は、定員がないことを示す。

2 出願資格

(1) 高等部

普通科の単一障がい学級、鳥取盲学校保健理療科、鳥取聾学校産業工芸科及び生活デザイン科にあっては、主たる障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表（P. 66）に規定する程度の者で次のア～ウのいずれかに該当するものとする。

普通科の重複障がい学級にあっては、主たる障がいの程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のア～ウのいずれかに該当するものとする。

普通科の訪問学級にあっては、重度の身体障がい及び知的障がいのため学校に通学して教育を受けることが困難な者で次のア～ウのいずれかに該当するものとする。

重複障がい学級又は訪問学級への出願を希望し、鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会の審査を要する場合には、あらかじめ在学学校長（次のアに該当する者には志望先特別支援学校の校長）を経由して審査申請手続を行うこと。

- ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者。
- イ 令和9年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号（P. 67）のいずれかに該当する者。

ただし、鳥取養護学校及び皆生養護学校については、病弱の単一障がい学級にあっては、原則として医療機関に通院治療中の者で通学可能な者に限る。

(2) 専攻科理療科

視覚障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表（P. 66）に規定する程度の者で次のア～ウのいずれかに該当するものとする。

- ア 高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者又は中等教育学校の後期課程を修了した者。
- イ 令和9年3月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了見込みの者。
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号（P. 67）のいずれかに該当する者。

3 入学候補者の決定方法及び入学者の選抜方法（選抜は、鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科のみ）

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び諸検査・面接の結果により行う。

4 一般入学者募集及び入学者選抜

(1) 出願方法

ア 必要書類

共通	学校ごと
(ア) 入学志願書 ・志願者は、出身（在学）学校長を経由して志願先特別支援学校の校長に提出 (イ) 志願者に係る調査書 ・出身（在学）学校長は、志願者に係る調査書を作成し、入学志願書とともに志願先特別支援学校の校長に提出 (ウ) 住民票抄本 ・県外に在住する者のみ提出 (エ) 自己申告書 ・志願先特別支援学校に理解してほしい特別な事情のある者のみ提出 (オ) 受検証送付用の封筒 ・郵送で出願する者のみ提出 ・縦23cm×横12cm、長形3号を使用 ・志願者の住所と氏名を記入 ・簡易書留速達と明記し、760円切手を貼付	<鳥取盲学校> ・(ア)は、鳥取盲学校長が特に認める時は、出身（在学）学校長を経由することを要しない。 ・(イ)の提出が困難な場合は卒業証明書に代えることができる。 ・医師の診断書 ・配慮申請書Ⅰ（様式第9号）
	<鳥取聾学校> ・医師の診断書又は身体障害者手帳の写し
	<鳥取養護学校> ・医師の診断書、個別の教育支援計画の写し（急な発病の場合は除く。）を添付すること。
	<白兔養護学校> ・出願資格確認に係る提出書類を添付すること。（P. 32～P. 33の取扱要領を参照）
	<倉吉養護学校> ・知的障がい教育部門は、出願資格確認に係る提出書類を添付すること。（P. 32～P. 33の取扱要領を参照） ・肢体不自由教育部門は、身体障害者手帳の写し又は医師の診断書を添付すること。
	<皆生養護学校> ・医師の診断書、個別の教育支援計画の写し（急な発病の場合は除く。）を添付すること。
	<米子養護学校> ・出願資格確認に係る提出書類を添付すること。（P. 32～P. 33の取扱要領を参照）

※医師の診断書については、P. 35～P. 39を参照。
 同様の内容が記載された専門医の診断書であれば、別様式でもよい。

イ 出願期間

令和9年2月15日（月）から同月17日（水）までの日とする。

ただし、郵送の場合は書留によることとし、令和9年2月17日（水）正午必着とする。

ウ 受付時間

令和9年2月15日（月）及び同月16日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、同月17日（水）は午前9時から正午までとする。

エ 受付場所

志願先特別支援学校

オ その他

志願先特別支援学校の校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長（出身（在学）学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。）に通知する。

（2）諸検査及び面接の日程等**ア 期日**

令和9年3月4日（木）

なお、インフルエンザ感染等やむを得ない理由で欠席した場合は、志望先特別支援学校の校長が別に日程を定めて諸検査等を実施する。

イ 時間

学校	時間
鳥取盲学校	午前9時から午後1時まで（午前8時30分までに集合）
鳥取聾学校	午前9時30分から正午まで（午前9時15分までに集合）
鳥取養護学校	単一障がい学級 午前9時から午後1時まで（午前8時50分までに集合） 重複障がい学級 午前10時から午後1時まで（午前9時50分までに集合）
白兔養護学校	午前9時50分から午後1時まで（午前9時30分までに集合） 重複障がい学級及び訪問学級の志願者にあつては、別途白兔養護学校長が通知する時間とする。
倉吉養護学校	午前10時から正午まで（午前9時30分までに集合） 訪問学級の志願者にあつては、別途倉吉養護学校長が通知する時間とする。
皆生養護学校	午前9時から正午まで（午前8時50分までに集合） 重複障がい学級、訪問学級の志願者にあつては、別途皆生養護学校長が通知する時間とする。
米子養護学校	午前9時30分から午後1時まで（午前9時10分までに集合）

ウ 場所

志望先特別支援学校

ただし、訪問学級の志願者にあつては、別途志望先特別支援学校の校長が通知する場所とする。

エ 内容

学校	内容
鳥取盲学校	普 通 科 諸検査及び面接 保 健 理 療 科 学力検査（国語・社会分野の一般教養）、適性検査及び面接 専攻科理療科 学力検査（国語・社会・数学・理科分野の一般教養）、適性検査及び面接 ※筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。
鳥取聾学校	普 通 科 単一障がい学級 諸検査及び面接 重複障がい学級 諸検査及び面接 産 業 工 芸 科 諸検査及び面接 生活デザイン科 諸検査及び面接

学校	内容
鳥取養護学校	諸検査及び面接 ※別途志望先特別支援学校の校長が通知する方法により実施する。
白兔養護学校	
倉吉養護学校	
皆生養護学校	
米子養護学校	

(3) 入学候補者及び合格者の発表

令和9年3月15日（月）正午に学校及び学校ホームページにおいて発表するとともに、志願者及び出身（在学）学校長（出身（在学）学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。）に通知する。

ただし、鳥取養護学校は学校ホームページにおいて発表は行わない。

5 再募集

合格者の発表の結果、鳥取盲学校高等部保健理療科又は専攻科理療科において、入学確定者数が募集生徒数に満たない場合にあっては、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

(1) 出願方法

ア 必要書類

4の(1)アに同じ。

イ 出願期間

令和9年3月18日（木）及び同月19日（金）とする。

ただし、郵送の場合は書留によることとし、令和9年3月19日（金）正午必着とする。

ウ 受付時間

令和9年3月18日（木）は午前9時から午後4時30分までとし、同月19日（金）は午前9時から正午までとする。

エ 受付場所

鳥取盲学校

オ その他

鳥取盲学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長（出身（在学）学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。）に通知する。

(2) 諸検査及び面接の日程等

ア 期日

令和9年3月25日（木）

イ 時間

午前9時から午後1時まで（午前8時30分までに集合）

ウ 場所

鳥取盲学校

エ 内容

保健理療科 学力検査（国語・社会分野の一般教養）、適性検査及び面接

専攻科理療科 学力検査（国語・社会・数学・理科分野の一般教養）、適性検査及び面接

※筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

(3) 合格者の発表

令和9年3月26日（金）正午に学校及び学校ホームページにおいて発表するとともに、志願者及び出身（在学）学校長（出身（在学）学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。）に通知する。

6 説明会及び入学志願書等の交付

学校	生徒募集にかかる説明会の開催 (場所 志願先特別支援学校)	入学志願書等の交付
鳥取盲学校	令和9年1月14日（木）午後1時30分	入学志願書等の交付は、左記の説明会から志願先特別支援学校において開始する。
鳥取聾学校	令和9年1月14日（木）午前10時	
鳥取養護学校	令和9年1月12日（火）午後1時30分	

学校	説明会の開催 (場所 志願先特別支援学校)	入学志願書等の交付
白兔養護学校	令和9年1月13日(水) 午前10時	入学志願書等の交付は、左記の説明会から志願先特別支援学校において開始する。
倉吉養護学校	令和9年1月13日(水) 午前10時	
皆生養護学校	令和9年1月12日(火) 午前10時	
米子養護学校	令和9年1月15日(金) 午前10時	

7 鳥取盲学校入学者募集及び選抜における配慮事項

(1) 検査にあたっての配慮

障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。また、日本語指導が必要な海外帰国生徒、外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校等と連携を図り、適切に対応する。

(2) 選抜にあたっての留意事項

選抜にあたっては、過年度中学校等卒業者、障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒及び中学校等における長期欠席等の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

(3) 配慮にあたっての提出書類等

ア 障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒

(ア) 特別な配慮を希望する者は、出願時に、配慮申請書Ⅰ（様式第9号）、個別の教育支援計画（写し）又は個別の指導計画（写し）を出身（在学）中学校等の校長を経由して、鳥取盲学校長に提出しなければならない。配慮する内容は普段から中学校等で行っているものを原則とする。配慮申請書の内容については、生徒募集にかかる説明会の際に個別に相談すること。

(イ) 鳥取盲学校長は、必要に応じて中学校等の校長と協議の上配慮の可否及び内容を令和9年2月26日（金）までに決定し、結果を中学校等の校長を通じて（既卒者は直接）志願者に通知（様式第11号）する。

なお、状況に応じて鳥取盲学校長は特別支援教育課と協議し、決定する。

(ウ) 出願期間以降、突発的事故等により、特別な配慮を希望する者は、出身（在学）中学校等の校長を経由して（既卒者は直接）、鳥取盲学校長に個別に相談する。

(エ) 鳥取盲学校長は、配慮申請書Ⅰ（様式第9号）の写し及び通知（様式第11号）の写しを特別支援教育課に提出する。

イ 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等

(ア) 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等の要件

a 県内に住所を有する者又は入学日までに県内に居住予定の者で、帰国又は来日の期間（帰国又は来日した日から令和9年2月1日までの期間をいう。）が3年以内であり、かつ、帰国の場合には、外国における在住期間が帰国時からさかのぼり継続して1年以上であること。

b 学校生活において日本語指導が必要と認められる志願者であること。

(イ) (ア) のa及びbの要件を満たす志願者については、鳥取盲学校長及び特別支援教育課が協議の上、必要と認めた配慮を行うとともに、諸検査及び面接等の結果から、志願者の関心・意欲とともに、鳥取盲学校での成業の見込みがあるかどうかを考慮し、他の志願者とは異なる基準で選抜できるものとする。

(ウ) 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての配慮を希望する者は、出願時に配慮申請書Ⅱ（様式第10号）を出身（在学）中学校等の校長を経由して（既卒者は直接）、鳥取盲学校長に提出しなければならない。

(エ) 鳥取盲学校長は必要に応じて中学校等の校長と協議の上、配慮の可否及び内容を令和9年2月26日（金）までに決定し、結果を中学校等の校長を通じて（既卒者は直接）志願者に通知（様式第11号）する。

なお、状況に応じて鳥取盲学校長は特別支援教育課と協議し、決定する。

(オ) 出願期間以降、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての配慮を希望する

者は、出身（在学）中学校等の校長を経由して、鳥取盲学校長に個別に相談する。

- （カ）鳥取盲学校長は、配慮申請書Ⅱ（様式第10号）の写し及び通知（様式第11号）の写しを特別支援教育課に提出する。

ウ 中学校等における長期欠席等の生徒

中学校等における長期欠席等の特別の事情のある生徒は、自己申告書（様式第8号）を出身（在学）中学校等の校長を経由して、志願書に添付して鳥取盲学校長に提出することができる。

8 個人情報の開示

（1）開示請求書による開示請求

ア 開示請求

（ア）開示請求ができる日時

- α 一般入学者募集及び一般入学者選抜受検者は令和9年3月15日（月）正午から
- β 再募集入学者選抜受検者は令和9年3月26日（金）正午から

（イ）開示請求ができる場所

各自が受検した特別支援学校、県教育委員会事務局教育総務課、東部・中部・西部の各教育局

（ウ）開示請求ができる者

受検者本人又は代理人（父母等）

（エ）本人又は代理人の確認

受検証、学生証、個人番号カード、各種健康保険の資格確認書、運転免許証などの本人又は代理人であることを証明する書類の提示を必要とする。なお、書類に写真が貼付されていない場合は複数の書類の提示を求める。

また、代理人である場合には加えて戸籍謄本・抄本などの提出を必要とする。

イ 開示

（ア）開示する個人情報の内容

- α 調査書
- β 諸検査等の結果
- γ 面接等の結果

（イ）開示する場所

各自が受検した特別支援学校

（ウ）開示方法

各自が受検した特別支援学校で開示決定（通常は請求後1～2週間くらい）後に、閲覧又は写しの交付により開示

（2）即時開示による開示請求

ア 開示請求

（ア）開示請求ができる期間

- α 一般入学者募集及び一般入学者選抜受検者は令和9年3月15日（月）から令和9年4月15日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日、及び国民の祝日を除く。）。※1か月
受付時間は、令和9年3月15日（月）は正午から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から午後4時30分までとする。
- β 再募集入学者選抜受検者は令和9年3月26日（金）から令和9年4月26日（月）まで（ただし、日曜日、土曜日を除く。）。※1か月
受付時間は、令和9年3月26日（金）は正午から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から午後4時30分までとする。

（イ）開示請求ができる場所

各自が受検した特別支援学校

（ウ）開示請求ができる者

受検者本人のみで、代理人による請求はできない。

（エ）本人の確認

受検証及び受検証の他に本人であることを証明する書類（学生証、個人番号カード、各種健康保険の資格確認書等）の提示を必要とする。

イ 開示

（ア）開示する個人情報の内容

- α 諸検査等の結果
- β 面接等の結果

- (イ) 開示する場所
各自が受検した特別支援学校
- (ウ) 開示方法
本人であることを確認した上で、その場で閲覧による開示

9 その他

(1) その他の事項

その他、一般入学者募集及び一般入学者選抜の実施に関して必要な事項は、特別支援学校長が定めるものとする。

(2) 入学候補者発表後の手続き

ア 入学候補者は、特別支援学校長が配付する入学許可願（鳥取県立特別支援学校学則様式第3号の2）に必要事項を記入の上、提出しなければならない。

イ 特別支援学校長は、入学許可願の提出があった場合において教育上支障がないと認めたときは、入学許可書（鳥取県立特別支援学校学則様式第3号の3）をその者に交付するものとする。

(3) 様式作成にあたっての留意事項

ア 各様式の作成は、特別支援教育課ホームページ（P. 68）からダウンロードして使用すること。

イ 各様式の作成は、パソコンで直接入力するか、又は様式を印刷して手書きで記入すること。

ウ 配付した様式は、原則として配付時の規格（列・行の幅、行数等）のまま使用すること。

エ 作成したデータの管理については細心の注意を払うこと。

オ 各様式の記入方法（自筆・ゴム印等）については、特に制限しない。

カ 一般入学者募集及び一般入学者選抜に係る書類の保存年限は5年とする。

(4) 注意事項

ア いったん受け付けた出願書類は返却しない。

イ この要項に関する疑問点は、特別支援教育課又は特別支援学校に問い合わせること。

特別支援教育課（県庁第2庁舎5階） 電話：0857-26-7575

特別支援学校（P. 68）

ウ 中学校等から特別支援学校、あるいは特別支援学校から中学校等へのファクシミリ又は電子メールによる報告・照会等については、その取扱いに十分留意して行うこと。

令和9年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針

1 基本方針

定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった場合については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

2 求める生徒像

- (1) 社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒
- (2) 就労による社会的自立をめざす生徒
- (3) 仲間とともに切磋琢磨しながら学ぼうとする生徒

3 出願資格

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校に出願できる者は、知的障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表の知的障害者の項に規定する障害の程度に該当する者のうち鳥取県内に居住しているもの（入学までに県内に居住する予定である場合を含む。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者（高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。）
- (2) 令和9年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者（同令第150条各号のいずれかに該当する者を除く。）

4 入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

令和8年11月4日（水）から同月6日（金）まで

受付時間は、令和8年11月4日（水）及び同月5日（木）は午前9時30分から午後4時30分までとし、同月6日（金）は午前9時30分から正午までとする。

イ 実施期日

令和8年12月1日（火）及び同月2日（水）。ただし、面接は、同月2日（水）とする。

なお、検査当日、インフルエンザ感染等やむを得ない理由で欠席した場合は、追検査を令和8年12月8日（火）に実施する。

ウ 諸検査及び面接の内容

(ア) 入学志願者全員に対して、学力検査を実施し、社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握する。検査内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科（外国語科を除く。）の内容を総合的に取り扱うものとする。

(イ) 入学志願者全員に対して、適性検査を実施し、基礎体力、作業能力及び人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握する。本検査では、作業遂行に必要なと考えられる能力及び対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。

(ウ) 入学志願者全員に対して、作文を実施し、意欲、文章力等について総合的に評価する。

(エ) 入学志願者全員に対して、個人面接を実施し、意欲、態度等について総合的に評価する。

エ 選抜方法

合格者は、鳥取県立琴の浦高等特別支援学校で実施する学力検査、適性検査、作文

及び面接の結果並びに中学校等の校長から提出された調査書等を資料とし、総合的に判定する。

オ 合格発表

令和8年12月17日（木）

カ 入学確約書

合格者は、入学確約書を令和9年1月5日（火）正午までに、中学校等の校長を経由して鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長に提出する。

なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱う。

キ 繰上合格

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

（2）再募集入学者選抜

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、一般入学者選抜の合格発表後に合格者が募集定員に達していない場合には、次に定めるところにより、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

令和9年1月7日（木）及び同月8日（金）

受付時間は、令和9年1月7日（木）は午前9時30分から午後4時30分までとし、同月8日（金）は午前9時30分から正午までとする。

イ 実施期日

令和9年1月15日（金）

ウ 諸検査及び面接の内容

一般入学者選抜に準ずるものとする。

エ 選抜方法

一般入学者選抜に準ずるものとする。

オ 合格発表

令和9年1月21日（木）

カ 入学確約書

合格者は、入学確約書を鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長が定める日までに、中学校等の校長を経由して鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長に提出する。

なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱う。

5 配慮事項

（1）検査にあたっての配慮

障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。また、日本語指導が必要な海外帰国生徒、外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校等と連携を図り、適切に対応する。

（2）選抜にあたっての留意事項

選抜にあたっては、過年度中学校等卒業者、障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒及び中学校等における長期欠席等の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

6 その他

（1）鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の詳細については、県教育委員会が別に定める。なお、感染症の感染拡大や自然災害等により、方針を変更する場合もある。

（2）鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、入学を希望する者を体験入学及び志願者対象相談会に必ず参加させること。

令和9年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜実施要項

1 募集する学科等

学校	障がい種別 (主たる障がい)	学科	定員
琴の浦高等特別支援学校	知的障がい	生産流通科	40人
		サービスビジネス科	

2 出願資格

知的障がいの程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表(P. 66)に規定する程度の者で、鳥取県内に居住している者(入学までに県内に居住する予定である場合を含む。)であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者。(高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。)
- (2) 令和9年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号(P. 67)のいずれかに該当する者。(同令第150条各号(P. 67)のいずれかに該当する者を除く。)

3 志願者対象相談会

入学者選抜に出願する予定の者及びその保護者は、令和8年9月中旬までに琴の浦高等特別支援学校志願者対象相談会に必ず参加をすること。相談会の日程等の詳細については、琴の浦高等特別支援学校長が別途通知する。

4 調査書

中学校等の校長は、志願者について調査書を作成する。調査書の様式の作成に当たっては、公正を期するため、琴の浦高等特別支援学校長を委員長とする調査書作成委員会を設けるものとする。

5 入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

ア 出願

(ア) 必要書類

a 入学志願書

志願者は、出身(在学)中学校等の校長を経由して琴の浦高等特別支援学校長に提出

b 入学志願者に係る調査書

中学校等の校長は、志願者に係る調査書を作成し、入学志願書(様式第1号)とともに琴の浦高等特別支援学校長に提出

c 出願資格確認に係る提出書類

取扱要領(P. 32~33)により提出

d 県外志願者出願届等

県外に在住する者のみ、取扱要領(P. 29)により提出

e 自己申告書

琴の浦高等特別支援学校に理解してほしい特別な事情のある者のみ提出

f 受検証送付について

郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、760円を貼り、あて先を記入した返信用封筒(縦23cm×横12cm)を同封すること。

(イ) 出願期間

令和8年11月4日(水)から同月6日(金)までとする。

ただし、郵送の場合は書留によることとし、令和8年11月6日(金)正午必着とす

る。

(ウ) 受付時間

令和8年11月4日(水)及び同月5日(木)については午前9時30分から午後4時30分までとし、同月6日(金)については午前9時30分から正午までとする。

(エ) 受付場所

琴の浦高等特別支援学校

(オ) 出願の受付

α 琴の浦高等特別支援学校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認の上、受理し、受検証(様式第1号)を切り離して交付しなければならない。

なお、琴の浦高等特別支援学校が作成する、諸検査等の集合場所、集合時間などの必要な事項を記載した受検者心得を、受検証の交付時に配付するものとする。

その際、琴の浦高等特別支援学校長は、受付名簿(任意様式)を作成するものとする。

β 琴の浦高等特別支援学校長は、令和8年11月6日(金)午後1時までに、一般入学者選抜志願者数及び出身地区別志願者数を入学志願者数等報告書(様式第23号)により特別支援教育課に電子メールで提出するものとする。

(カ) 入学者選抜手数料

無料

(キ) 出願書類の交付

令和8年10月2日(金)から、琴の浦高等特別支援学校で交付する。併せて、10月2日(金)午後4時から琴の浦高等特別支援学校において、出願に関する説明会を実施することとする。

イ 欠席者の報告

出願後、志願者が何らかの事由で受検しない場合は、出身(在学)中学校等の校長は、琴の浦高等特別支援学校長に、速やかに受検欠席届(様式第17号)を提出することとする。

ウ 諸検査及び面接

諸検査(学力検査、適性検査、作文)及び面接を、志願者全員に対して行う。

諸検査(学力検査、適性検査、作文)及び面接は、琴の浦高等特別支援学校長の管理のもとに行う。

(ア) 学力検査

社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握することを目的とし、検査においては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科(外国語科を除く。)の内容を総合的に取り扱うものとする。

検査名	検査内容	検査時間	配点
学力検査	各教科の内容を幅広く取り上げ、社会生活や職業生活に必要な基礎的な知能及び知識や技能を活用する能力を総合的に評価する。	45分	100点

(イ) 適性検査

基礎体力、作業能力、人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握することを目的とする。

検査名	検査内容	検査時間	配点
適性検査1	作業の正確性、注意観察力、指示理解力、持続力、体力、集中力、手指の巧緻性等の作業遂行に必要なと考えられる能力及び社会生活や職業生活において必要な対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。	45分	50点
適性検査2		45分	50点

(ウ) 作文

入学志願者の選抜のための作文実施要領(P.30)により実施する。

(エ) 面接

入学志願者の選抜のための面接実施要領（P. 31）により実施する。

(オ) 適性検査、作文、面接実施計画

琴の浦高等特別支援学校長は、令和8年11月2日（月）までに、適性検査、作文、面接実施計画書（様式第21号）を特別支援教育課に電子メールで提出するものとする。

(カ) 諸検査の実施期日

令和8年12月1日（火）

(キ) 面接の実施期日

令和8年12月2日（水）

琴の浦高等特別支援学校長は、令和8年11月25日（水）までに、中学校等の校長に対し、面接の実施に関する必要事項（任意様式）を通知するものとする。

なお、検査当日、インフルエンザ感染等やむを得ない理由で欠席した場合は、追検査を令和8年12月8日（火）に実施する。

(ク) 諸検査及び面接の実施場所

琴の浦高等特別支援学校

(ケ) 諸検査及び面接会場

- a 諸検査及び面接を行う会場は、琴の浦高等特別支援学校が設ける。
- b 琴の浦高等特別支援学校は会場の机、いすを整備点検し、机には受検番号を明示しておかなければならない。また、下敷の使用が必要な場合は必ず事前に点検して準備しておくとともに、展示物や掲示物等を取り除いておかなければならない。

(コ) 諸検査における留意事項

- a 携行品
 - (a) 筆記用具
鉛筆（和歌や格言等が印刷されているものは不可）又はシャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り（鉛筆を使用する場合）、直定規又は三角定規（分度器機能のあるものや公式の記入等のあるものは不可）、コンパスのみとする。
 - (b) 体操服（運動のできる服）及び体育館用シューズ
 - (c) 計時機能以外の機能を要する腕時計、携帯電話等は携帯できない。
- b 検査実施時刻の前に、受検者全員に必要な事項を伝達し、指示するものとする。集合時刻は、受検者の交通の便等をよく考慮して決めなければならない。
- c 検査実施時間中は、受検者を検査会場（教室等）から外に出さないようにし、用便等のためやむを得ず外に出るときは、必ず教職員が付き添わなければならない。
- d 受検証を紛失した者又は忘れてきた者については、本人であることを確認し、受検証を再発行して差し支えない。
- e 各時限の検査開始後25分以上遅刻した者については、原則としてその時限の検査は受検させない。
- f 問題用紙は、受検者が持ち帰ることができる。
- g 病気等により、正規の検査会場で受検できない者又は途中で受検できなくなった者があるときは、別室等で受検させるよう配慮し、この場合は必ず教職員を付き添わせるとともに、病状に応じ養護教諭を待機させるほか、毛布、保温器具等の持参を認める等臨機の措置をとるものとする。
また、正規の検査会場以外の所（例えば病院、自宅等）での受検は原則として認めないが、やむを得ない事情がある場合には、琴の浦高等特別支援学校長の判断により受検の便宜をはかるものとする。

(サ) 受検者数の報告

琴の浦高等特別支援学校長は、令和8年12月1日（火）正午までに、受検者数を入学志願者数等報告書（様式第23号）により特別支援教育課に電子メールで提出しなければならない。

エ 追検査

一般入学者選抜検査の当日、インフルエンザ感染等やむを得ない理由で欠席した者のうち追検査の受検を希望する者に対して、追検査を実施する。

(ア) 受検手続

- a 中学校等の校長は、志願者が追検査の受検を希望する場合は、令和8年12月1日

- (火) 正午までに、琴の浦高等特別支援学校長にその旨を報告しなければならない。
- b 志願者は、令和8年12月2日(水)午後4時までに、次の書類を出身(在学)中学校等の校長を経由して、琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。
- (a) 一般入学者選抜(追検査)受検願書(様式第18号)
- (b) 欠席理由を証明する医師の診断書等

(イ) 追検査実施の協議

中学校等の校長から追検査の受検希望の報告を受けた琴の浦高等特別支援学校長は、速やかに特別支援教育課に報告し、受検者の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、琴の浦高等特別支援学校長は中学校等の校長を通じて協議結果を志願者に連絡するものとする。

(ウ) 追検査の実施期日

令和8年12月8日(火)

(エ) 追検査の実施場所

琴の浦高等特別支援学校

(オ) 検査内容等

学力検査(本検査とは異なる検査問題)及び適性検査、作文、面接を実施する。

(カ) 選抜

本検査の受検者と合わせて選抜を行う。

(キ) 受検志願者数等の報告

- a 一般入学者選抜(追検査)受検願書の提出を受けた琴の浦高等特別支援学校長は、令和8年12月2日(水)午後5時までに、追検査志願者数を入学志願者数等報告書(様式第23号)により特別支援教育課に電子メールで提出しなければならない。
- b 追検査を実施した琴の浦高等特別支援学校長は、令和8年12月8日(火)正午までに、追検査受検者数を入学志願者数等報告書(様式第23号)により特別支援教育課に電子メールで提出しなければならない。

オ 入学者の選抜

琴の浦高等特別支援学校長は、学校の特性に配慮しつつ、学力検査及び適性検査の得点、作文、面接の結果等を資料とし、求める生徒像に沿ってその教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

カ 合格発表

(ア) 日時及び場所

令和8年12月17日(木)正午

琴の浦高等特別支援学校及び学校ホームページ

(イ) 合格者数の報告

琴の浦高等特別支援学校長は、令和8年12月17日(木)午後1時までに、合格者数を入学志願者数等報告書(様式第23号)により特別支援教育課に電子メールで提出しなければならない。

キ 入学確約書の提出

(ア) 入学確約書

合格者は入学確約書(様式第19号)を令和9年1月5日(火)正午まで(ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日及び年末年始の閉庁日を除く。)に、出身(在学)中学校等の校長を経由して、琴の浦高等特別支援学校長に提出するものとする。

なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱うものとする。

(イ) 入学確約者名簿

中学校等の校長は、提出された入学確約書に基づき、入学確約者名簿(様式第20号)を作成して、令和9年1月5日(火)午後1時まで(ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日及び年末年始の閉庁日を除く。)に、琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。なお、郵送の場合は令和9年1月5日(火)必着とする。また、合格者があつたにもかかわらず入学確約書提出者がいない場合も、入学確約者数を0名と記入して提出するものとする。

ク 繰上合格

琴の浦高等特別支援学校長は、入学確約者数が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

- (ア) 繰上合格の決定にあたっては、琴の浦高等特別支援学校長は該当する受検者が在籍若しくは卒業した中学校等の校長を通じて受検者の意思を確認するものとする。
- (イ) 琴の浦高等特別支援学校長から受検者の意思確認の依頼を受けた中学校等の校長は、ただちに該当する受検者と連絡をとり、その結果を速やかに琴の浦高等特別支援学校長に報告するものとする。
- (ウ) 繰上合格の決定は令和9年1月6日（水）正午までに行うものとする。
- (エ) 中学校等の校長は、繰上合格の連絡に備え、一般入学者選抜で不合格になった受検者又は保護者の令和9年1月5日（火）午後1時から同月6日（水）正午までの連絡先を把握しておくこと。
ただし、これにより該当生徒に過度の期待をもたせることのないよう配慮するものとする。
- (オ) 繰上合格者は琴の浦高等特別支援学校長が指定した期日までに速やかに出身(在学)中学校等の校長を経由して、入学確約書（様式第19号）を提出するものとする。

ケ 入学確定者数の報告

琴の浦高等特別支援学校長は、令和9年1月6日（水）午後1時までに、入学確定者数を入学志願者数等報告書（様式第23号）により特別支援教育課に電子メールで提出しなければならない。

なお、募集定員に満たなかった場合、再募集実施計画書（様式第22号）も併せて特別支援教育課に電子メールで提出しなければならない。

(2) 再募集入学者選抜

入学確定者数が募集定員に満たない場合は、その不足の生徒数について次のとおり再募集入学者選抜を実施する。

ア 募集生徒数

募集生徒数は、募集定員と入学確定者数を勘案して、県教育委員会が令和9年1月6日（水）に決定し、関係機関に通知するとともに、特別支援教育課ホームページに掲載する。

イ 出願

一般入学者選抜の合格者であっても入学確約書の提出をしていない者は、出願することができる。

(ア) 必要書類

a 入学志願書

(a) 志願者は、出身（在学）中学校等の校長を経由して琴の浦高等特別支援学校の校長に提出する。

(b) 一般入学者選抜の受検証

一般入学者選抜を受検した者のみ。ただし、受検証を紛失した場合は、琴の浦高等特別支援学校一般入学者選抜を受検した事実を中学校等の校長が証明したものの提出をもって受検証の提出に代える。

b 入学志願者に係る調査書

中学校等の校長は、志願者に係る調査書を作成し、入学志願書（様式第1号）とともに琴の浦高等特別支援学校長に提出

c 出願資格確認に係る提出書類

取扱要領（P. 32～33）により提出

d 県外志願者出願届等

県外に在住する者のみ、取扱要領（P. 29）により提出

e 自己申告書

琴の浦高等特別支援学校に理解してほしい特別な事情のある者のみ提出

f 受検証送付について

郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、760円を

貼り、あて先を記入した返信用封筒（縦23cm×横12cm）を同封すること。

(イ) 出願期間

- a 令和9年1月7日（木）及び同月8日（金）とする。
- b 受付時間は、令和9年1月7日（木）については午前9時30分から午後4時30分までとし、同月8日（金）については午前9時30分から正午までとする。
- c 郵送の場合は、書留によることとし、令和9年1月8日（金）正午必着とする。

(ウ) 受付場所

琴の浦高等特別支援学校

(エ) 出願の受付

- a 琴の浦高等特別支援学校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認の上、受理し、受検証（様式第1号）を切り離して交付しなければならない。（一般入学者選抜を受検した者を除く。）
なお、琴の浦高等特別支援学校が作成する、諸検査等の集合場所、集合時間などの必要な事項を記載した受検者心得を、出願書類の受付時に配付するものとする。
その際、受付名簿（任意様式）を作成するものとする。
- b 琴の浦高等特別支援学校長は、令和9年1月8日（金）午後1時までに、再募集志願者数及び出身地区別志願者数を入学志願者数等報告書（様式第23号）により特別支援教育課に電子メールで提出するものとする。

ウ 諸検査及び面接

諸検査（学力検査、適性検査、作文）及び面接を、志願者全員に対して行う。

諸検査（学力検査、適性検査、作文）及び面接は、琴の浦高等特別支援学校長の管理のもとに行う。

(ア) 実施期日

令和9年1月15日（金）

(イ) 実施場所

琴の浦高等特別支援学校

(ウ) 実施内容等

一般入学者選抜の実施内容等に準ずる。

エ 入学者の選抜

琴の浦高等特別支援学校長は、学校の特性に配慮しつつ、学力検査と適性検査の得点、作文、面接の結果等を資料とし、求める生徒像に沿ってその教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

オ 合格発表

(ア) 日時及び場所

令和9年1月21日（木）正午

琴の浦高等特別支援学校及び学校ホームページ

(イ) 合格者数の報告

琴の浦高等特別支援学校長は、令和9年1月21日（木）午後1時までに受検者数及び合格者数を入学志願者数等報告書（様式第23号）により特別支援教育課に電子メールで提出しなければならない。

カ 入学確約書の提出

合格者は入学確約書（様式第19号）を琴の浦高等特別支援学校長が定める日までに、出身（在学）中学校等の校長を経由して、琴の浦高等特別支援学校長に提出するものとする。

なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱うものとする。

6 配慮事項

(1) 検査にあたっての配慮

障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。また、日本語指導が必要な海外帰国生徒、外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校等と連携を図り、適切に対応する。

(2) 選抜にあたっての留意事項

選抜にあたっては、過年度中学校等卒業者、障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒及び中学校等における長期欠席等の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

(3) 配慮にあたっての提出書類等

ア 障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒

(ア) 特別な配慮を希望する者は、令和8年9月24日（木）午後4時までに、配慮申請書Ⅰ（様式第13号）、個別の教育支援計画（写し）又は個別の指導計画（写し）を出身（在学）中学校等の校長を経由して、琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。配慮する内容は普段から中学校等で行っているものを原則とする。

(イ) 琴の浦高等特別支援学校長は、必要に応じて中学校等の校長と協議の上、配慮の可否及び内容を令和8年10月30日（金）までに決定し、結果を中学校等の校長を通じて志願者に通知（様式第15号）する。

なお、状況に応じて琴の浦高等特別支援学校長は特別支援教育課と協議し、決定する。

(ウ) 令和8年11月2日（月）以降、突発的事故等により、特別な配慮を希望する者は、出身（在学）中学校等の校長を経由して、琴の浦高等特別支援学校長に個別に相談する。

(エ) 琴の浦高等特別支援学校長は、配慮申請書Ⅰ（様式第13号）の写し及び通知（様式第15号）の写しを特別支援教育課に提出する。

イ 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等

(ア) 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等の要件

α 県内に住所を有する者又は入学日までに県内に居住予定の者で、帰国又は来日の期間（帰国又は来日した日から令和8年11月1日までの期間をいう。）が3年以内であり、かつ、帰国の場合には、外国における在住期間が帰国時からさかのぼり継続して1年以上であること。

β 学校生活において日本語指導が必要と認められる志願者であること。

(イ) (ア)のα及びβの要件を満たす志願者については、琴の浦高等特別支援学校長及び特別支援教育課が協議の上、必要と認めた配慮を行うとともに、諸検査及び面接等の結果から、志願者の関心・意欲とともに、琴の浦高等特別支援学校での成業の見込みがあるかどうかを考慮し、他の志願者とは異なる基準で選抜できるものとする。

(ウ) 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての配慮を希望する者は、令和8年9月24日（木）午後4時までに、配慮申請書Ⅱ（様式第14号）を出身（在学）中学校等の校長を経由して、琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。

(エ) 琴の浦高等特別支援学校長は、必要に応じて中学校等の校長と協議の上、配慮の可否及び内容を令和8年10月30日（金）までに決定し、結果を中学校等の校長を通じて志願者に通知（様式第15号）する。

なお、状況に応じて琴の浦高等特別支援学校長は特別支援教育課と協議し、決定する。

(オ) 令和8年11月2日（月）以降、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての配慮を希望する者は、出身（在学）中学校等の校長を経由して、琴の浦高等特別支援学校長に個別に相談する。

(カ) 琴の浦高等特別支援学校長は、配慮申請書Ⅱ（様式第14号）の写し及び通知（様式

第15号)の写しを特別支援教育課に提出する。

ウ 中学校等における長期欠席等の生徒

中学校等における長期欠席等の特別の事情のある生徒は、自己申告書(様式第16号)を出身(在学)中学校等の校長を経由して、志願書に添付して琴の浦高等特別支援学校長に提出することができる。

7 自己申告書

(1) 趣旨

長期欠席や出席扱いではあるが何らかの理由で他の生徒と一緒に学校生活を送れなかった生徒が、不必要な不安感を抱くことなく、安心して志願することができることをねらいとし希望する者は自己申告書(様式第16号)を提出できるものとする。

(2) 自己申告書を提出できる者

自己申告書を提出できる者は以下のとおりとする。

ア 第3学年の欠席日数が原則として40日以上のある者

イ 第3学年の欠席日数が40日未満ではあるが、次のいずれかに該当する者

(ア) 適応指導教室等学校外の施設への通級等により出席扱いとなっている者

(イ) 保健室登校、院内学級等により通常の授業は受けていないが出席扱いになっている者

(ウ) 第1学年又は第2学年の欠席日数が原則として50日以上のある者

(エ) 第1学年又は第2学年の遅刻日数と早退日数の合計が原則として50日以上のある者

(3) 記載内容

自己申告書の記載内容は、学校に行けなかった理由、琴の浦高等特別支援学校で学びたいこと、将来の希望など、琴の浦高等特別支援学校に理解してほしいことがらとする。

(4) 志願者への周知

中学校等の校長は琴の浦高等特別支援学校を志願する生徒及び過年度中学校等を卒業した生徒に「琴の浦高等特別支援学校入学選抜の自己申告書について」を配付し、生徒及び保護者に自己申告書の趣旨を伝える。また、自己申告書(様式第16号)を配付する際は、必ず様式の裏面(自己申告書についての注意事項)も印刷する。

(5) 提出

自己申告書(様式第16号)を提出しようとする者は、中学校等名、本人氏名を明記した封筒に入れて厳封し、志願書とともに出身(在学)中学校等の校長に提出する。

(6) 琴の浦高等特別支援学校における取扱いについて

琴の浦高等特別支援学校長は、自己申告書の内容に応じて、選抜方法を工夫するなど個々の生徒の事情に応じた配慮をする。

また、自己申告書の記載内容によって志願者に不利が生じることをないように配慮する。

8 個人情報の開示

(1) 開示請求書による開示請求

ア 開示請求

(ア) 開示請求ができる日時

a 一般入学選抜受検者は令和8年12月17日(木)午後1時から

b 再募集入学選抜受検者は令和9年1月21日(木)午後1時から

(イ) 開示請求ができる場所

琴の浦高等特別支援学校、県教育委員会事務局教育総務課、東部・中部・西部の各教育局

(ウ) 開示請求ができる者

受検者本人又は代理人(父母等)

(エ) 本人又は代理人の確認

受検証、学生証、個人番号カード、各種健康保険の資格確認書、運転免許証等の本人又

は代理人であることを証明する書類の提示を必要とする。なお、書類に写真が貼付されていない場合は書類の提示を必要とする。

また、代理人である場合には加えて戸籍謄本・抄本等の提出を必要とする。

イ 開示

(ア) 開示する個人情報の内容

- α 調査書
- β 学力検査及び適性検査の各得点及び合計得点
- γ 作文、面接の結果

(イ) 開示する場所

琴の浦高等特別支援学校

(ウ) 開示方法

琴の浦高等特別支援学校で開示決定後（通常は請求後１～２週間くらい）に、閲覧又は写しの交付により開示

(2) 即時開示による開示請求

ア 開示請求

(ア) 開示請求ができる期間

- α 一般入学者選抜受検者は令和８年１２月１７日（木）から令和９年１月１５日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日及び年末年始の閉庁日を除く。）
受付時間は、令和８年１２月１７日（木）は午後１時から午後４時３０分まで、それ以外の日は午前９時３０分から午後４時３０分までとする。
- β 再募集入学者選抜受検者は令和９年１月２１日（木）から令和９年２月１９日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）
受付時間は、令和９年１月２１日（木）は午後１時から午後４時３０分まで、それ以外の日は午前９時３０分から午後４時３０分までとする。

(イ) 開示請求ができる場所

琴の浦高等特別支援学校

(ウ) 開示請求ができる者

受検者本人のみで、代理人による請求はできない。

(エ) 本人の確認

受検証及び受検証の他に本人であることを証明する書類（学生証、個人番号カード、各種健康保険の資格確認書）の提示を必要とする。

イ 開示

(ア) 開示する個人情報の内容

- α 学力検査及び適性検査の各得点及び合計得点
- β 作文、面接の結果

(イ) 開示する場所

琴の浦高等特別支援学校

(ウ) 開示方法

本人であることを確認した上で、その場で閲覧による開示

9 その他

(1) その他の事項

その他、入学者選抜の実施に関して必要な事項は、琴の浦高等特別支援学校長が定めるものとする。

(2) 合格後の手続き

ア 合格者は、琴の浦高等特別支援学校長が配付する入学許可願（鳥取県立特別支援学校学則様式第３号の２）に必要事項を記入の上、提出しなければならない。

イ 琴の浦高等特別支援学校長は、入学許可願の提出があった場合において教育上支障がないと認めたときは、入学許可書（鳥取県立特別支援学校学則様式第３号の３）をその者に交付するものとする。

ウ 入学許可者数の報告

琴の浦高等特別支援学校長は、入学式実施日までに、入学許可者数を入学志願者数等報告書（様式第23号）により特別支援教育課に電子メールで提出するものとする。

（３）様式作成にあたっての留意事項

- ア 各様式の作成は、特別支援教育課ホームページ（P. 68）からダウンロードして使用すること。
- イ 各様式の作成は、パソコンで直接入力するか、又は様式を印刷して手書きで記入すること。
- ウ 配付した様式は、原則として配付時の規格（列・行の幅、行数等）のまま使用すること。
- エ 作成したデータの管理については細心の注意を払うこと。
- オ 各様式の記入方法（自筆・ゴム印等）については、特に制限しない。
- カ 入学者選抜に係る書類の保存年限は5年とする。

（４）注意事項

- ア いったん受け付けた出願書類は返却しない。
- イ この要項に関する疑問点は、特別支援教育課又は琴の浦高等特別支援学校に問い合わせること。
特別支援教育課（県庁第2庁舎5階） 電話：0857-26-7575
琴の浦高等特別支援学校 電話：0858-55-6477
- ウ 中学校等から琴の浦高等特別支援学校、あるいは琴の浦高等特別支援学校から中学校等への電子メール又はファクシミリによる報告・照会等については、その取扱いに十分留意して行うこと。

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校県外志願者の取扱要領

1 県外志願者の取扱い

県外志願者については、次表の左欄に掲げる特別事情に該当する場合に本県の琴の浦高等特別支援学校に出願を許可する。志願者は県外志願者出願届（様式第12号）に加えて、同表の右欄に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

特 別 事 情	添 付 書 類
県外に居住していて、鳥取県内に居住地を変更する予定のある者	鳥取県内に居住地を変更することを証明する書類（例：勤務地の転勤証明、転居（予定）先の居住地の契約書の写し、転居先に居住している者の同意書等）

2 注意事項

この取扱いに関する詳細は、特別支援教育課、又は琴の浦高等特別支援学校に問い合わせること。

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学志願者の選抜のための作文実施要領

1 趣旨

志願者全員に対して、作文による検査を実施することで、琴の浦高等特別支援学校への関心、学習意欲、進学意欲、及び将来に対する目的意識等を把握するとともに、出題テーマの読み取り及び理解、文章構成力や表現力等について総合的に評価する。

2 実施方法等

琴の浦高等特別支援学校長は、校長を委員長とした作文検査実施委員会を設置し、その意見を聴いた上で作文のテーマ、評価基準等の実施方法を定める。

3 留意事項

(1) 以下のようなテーマとならないよう留意すること。

ア 志願者の思想、信条及び容姿に関すること。

イ 志願者の家庭状況及び生活環境に関わること。

ウ 学力検査に類するような専門的な知識・教養を問う内容。

(2) やむを得ない事情で検査時刻に遅刻した志願者には、その者の検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。

*小論文は実施しない。

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学志願者の選抜のための面接実施要領

1 趣旨

志願者全員に対して、面接による検査を実施することで、琴の浦高等特別支援学校への関心、学習意欲、進学意欲、及び将来に対する目的意識等を把握するとともに、基本的なコミュニケーション能力、基礎的な判断力、面接における態度等について総合的に評価する。

2 実施方法等

琴の浦高等特別支援学校長は、校長を委員長とした面接実施委員会を設置し、その意見を聴いた上で面接の方式、時間、質問内容の実施方法を定める。

3 留意事項

- (1) 志願者が落ち着いて答えられるように、和やかな雰囲気の中で面接が実施できるよう配慮する。
- (2) 検査員の数は、一検査場につき3名以上を原則とする。
なお、検査員は十分な意思統一を図り、面接が公平に行われるよう配慮する。
- (3) 質問事項は、志願者が答えやすいものとなるよう精選するとともに、質問の仕方にも十分留意し、いたずらに志願者を不安がらせたり、動揺させたりすることのないよう配慮する。
また、吃音、自閉症、発達障がい等を併せ有する等の事情により、話すこと、対人関係等の面で不安、負担のある志願者については、特に留意する。
なお、次のことについては質問しないよう留意する。
 - ア 志願者の思想、信条及び容姿に関すること。
 - イ 志願者の家庭状況及び生活環境に関わること。
 - ウ 学力検査に関すること。
 - エ 長期欠席者についてはその理由に関すること。
- (4) やむを得ない事情で検査時刻に遅刻した志願者には、その者の検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。
- (5) 当日、やむを得ない事情で検査を受けることができなかった志願者については、中学校長を通じて本人に改めて検査日時を通知する。
この場合、志願者は、やむを得ない事情があったことを証明するに足る書類を、中学校長を通じて琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。

*口頭試問は実施しない。

鳥取県立特別支援学校高等部（知的障がい）

出願資格確認に係る提出書類の取扱要領

特別支援学校（知的障がい）の学校長が志願者の出願資格を確認するための書類として、志願者が在籍している（いた）学校又は学級に応じて、次の表１の通り書類提出を求めるものとする。

ただし、提出書類の内容について更に確認を要すると各特別支援学校長が判断した場合は、各特別支援学校長はその他の書類の提出を志願者または出身中学校等に対して求めることができる。

（表１）

志 願 者 の 在 籍 状 況	提 出 書 類	
知的障がいがある生徒に対する教育を行う 特別支援学校中学部の在籍者又は卒業生		
中学校の知的障がい特別支援学級の在籍者 又は卒業生		
上記以外の者 ・知的障がい <u>以外</u> の特別支援学校の在籍者 ・知的障がい特別支援学級 <u>以外</u> の学級の在 籍者 等	【療育手帳を所持している場合】 →療育手帳の写し（＊１） 【療育手帳を所持していない場合】 →次の３つの書類を揃えて提出する ・医師の診断書（＊２）（様式第４号） の写し ・申告書（様式第７号） ・個別の教育支援計画（＊３）の写し	【共通】 ・入学志願書 ・調査書

（＊１）療育手帳の以下のページの写しとする。

療 育 手 帳 写 真 ※ 4 cm × 3 cm 第 号 年 月 日 交 付 年 月 日 再交付 フリ ガナ 氏 名 年 月 日生 鳥 取 県 印		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">本 人</td> <td>性別</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住 所</td> <td colspan="2">電話（ ）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電話（ ）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">保 護 者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">氏 名</td> <td>続柄</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住 所</td> <td colspan="2">電話（ ）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電話（ ）</td> </tr> </table>	本 人		性別	住 所	電話（ ）		電話（ ）		保 護 者			氏 名		続柄							住 所	電話（ ）		電話（ ）		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">判 定 の 記 録</th> </tr> <tr> <td>障がいの程度 (総合判定)</td> <td>合 併 障 が い</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 2em;">A</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>バス介護</td> <td>旅客鉄道株式会社 第 種</td> </tr> <tr> <td>バス介護不要</td> <td>旅客運賃減額</td> </tr> <tr> <td>鳥取県特別医療 費助成条例別表 第２号「重度知 的障害者」の判 定基準</td> <td> (1) 該 当 者 (2) 該 当 者 非 該 当 (身体障害 級) </td> </tr> <tr> <td>判 定 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>次の判定年月</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>判 定 機 関</td> <td> </td> </tr> </table>	判 定 の 記 録		障がいの程度 (総合判定)	合 併 障 が い	A		バス介護	旅客鉄道株式会社 第 種	バス介護不要	旅客運賃減額	鳥取県特別医療 費助成条例別表 第２号「重度知 的障害者」の判 定基準	(1) 該 当 者 (2) 該 当 者 非 該 当 (身体障害 級)	判 定 年 月 日	年 月 日	次の判定年月	年 月	判 定 機 関	
本 人		性別																																												
住 所	電話（ ）																																													
	電話（ ）																																													
保 護 者																																														
氏 名		続柄																																												
住 所	電話（ ）																																													
	電話（ ）																																													
判 定 の 記 録																																														
障がいの程度 (総合判定)	合 併 障 が い																																													
A																																														
バス介護	旅客鉄道株式会社 第 種																																													
バス介護不要	旅客運賃減額																																													
鳥取県特別医療 費助成条例別表 第２号「重度知 的障害者」の判 定基準	(1) 該 当 者 (2) 該 当 者 非 該 当 (身体障害 級)																																													
判 定 年 月 日	年 月 日																																													
次の判定年月	年 月																																													
判 定 機 関																																														

氏名、写真等のページ

最新の判定記録のページ

(＊２) 専門医による診断書。同様の内容が記載された専門医の診断書であれば、別様式でもよい。

(＊３) 各学校の様式で、受検年度６月までに保護者等同意のもとに作成されたもの。保護者等同意の証明及び作成日がない様式の場合は、６月までに保護者等同意のもとに作成されたものであることを学校長等が証明すること（押印不要）。

卒業生は、在籍者に準ずる書類を提出する。

<記載例>

この個別の教育支援計画は、令和８年６月までに保護者等同意のもとに作成されたものであることを証明します。

令和 年 月 日

学 校 名

校長氏名